#### 一般財団法人世田谷トラストまちづくり処務規程

平成24年4月1日 世トま規程第48号

#### 第1条 省略

第2章 組織

(組織)

第2条 財団に事務局を置く。

2 事務局に次の課を置く。

管理課

トラストみどり課

地域共生まちづくり課

- 第3条 事務局に事務局長を置く。
- 2 事務局に参事を置くことができる。
- 3 課に課長を置く。
- 4 副参事を置くことができる。
- 5 係に係長を置く。
- 6 課に担当係長を置くことができる。
- 7 係に副係長を置くことができる。
- 8 係に主査を置くことができる。

(調整役及びその職務)

- 第4条 事務局に調整役を置くことができる。
- 2 調整役は理事長の特に命ずる事項を調査、調整、審議する。

#### (職責)

- 第5条 事務局長は理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、担当事務を掌理 する。
- 2 参事は、事務局長の命を受け所属職員を指揮監督し、担当事務を掌理す
- 3 課長は、事務局長の命を受け所属職員を指揮監督し、担当事務を掌理す る。
- 4 副参事は、事務局長の命を受け、担当事務を掌理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。
- 6 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。
- 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

#### 第3章 分掌事務

(事務局の各課の分掌事務等)

第6条 事務局の各課分掌事務は、次のとおりとする。

管理課 総務係

(1) 財団及び課の庶務に関すること。

- (2) 理事会、評議員会に関すること。
- (3) 財団の運営に関すること。
- (4) 財団の諸規定に関すること。
- (5) 文書及び印章に関すること。
- (6)情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (7) 財団に係る関係諸官庁及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (8) 事業計画及び事業報告の総括に関すること。
- (9) 職員等の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- (10) 臨時職員の雇用等の調整に関すること。
- (11) 他の課及び課内他の担当係長に属さないこと。

#### 事業調整担当係長

- (1) 予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 資産管理に関すること。
- (3) 財団の総合的な政策の企画及び立案、調整に関すること。
- (4) 財団の事務事業の進行管理に関すること。
- (5) 財団の事務改善に関すること。
- (6) 契約に関すること。
- (7) 地下鉄駅火災対策事業に関すること。
- (8) 駐車場事業に関すること。
- (9) STKハイツの維持・管理に関すること。

#### 施設係

- (1) 公共施設の保全事業に関すること。
- (2) 中小企業者の育成事業に関すること。

#### トラストみどり課

#### トラストみどり担当係長

- (1) 民有地のみどりの保全に関すること。
- (2) 自然環境の保全再生に関すること。
- (3) 歴史的・文化的環境の保全活動に関すること。
- (4) トラストボランティア活動に関すること。
- (5) 民有地の緑化推進に関すること。
- (6) 農業公園に関すること。
- (7) グリーンインフラの推進に関すること。
- (8) ビジターセンターの運営に関すること。
- (9) トラストまちづくり会員の普及・会員に関すること。
- (10) 環境学習等に関すること。
- (11) トラストみどり事業を通じての企業・他団体等との連携・協力に関すること。
- (12) 広報・情報発信に関すること。
- (13) トラストみどり事業の情報収集及び発信に関すること。
- (14) トラストみどり課と地域共生まちづくり課間(居住支援担当を除く) の予算、決算及び事務に関すること。
- (15) 啓発グッズ等の制作・販売に関すること。
- (16) 寄附に関すること。

#### 地域共生まちづくり課

#### まちづくり事業担当係長

- (1) まちづくり活動助成に関すること。
- (2) 区民主体のまちづくり活動促進に関すること。
- (3)活動支援事業を通じてのまちづくりの人材育成に関すること。
- (4)活動支援事業を通じての企業・他団体等との連携・協力に関すること。
- (5) 地域共生のいえづくり支援に関すること。
- (6) 空き家等地域貢献活用支援に関すること。
- (7) 住民参加の企画運営協力に関すること。
- (8) 地域共生まちづくり事業の情報収集及び発信に関すること。
- (9) 課内他の担当係長に属さないこと。

#### 居住支援担当係長

- (1) 住宅関連事業の計画・調整並びに情報収集及び発信に関すること。
- (2) 住まいサポートセンター事業に関すること。
- (3) せたがやの家に関すること。

#### 第4章 事案の決定

(用語の意義)

- 第7条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 文書主任 一般財団法人世田谷トラストまちづくり文書取扱規程(平成24年3月世トま規程第49号。以下「文書取扱規程」という。)第5条に規定する文書主任のうち、課に置かれる者をいう。
  - (2) 審議 主管の系列に属する者がその職位との関連において、事案について調査、検討し、その事案に対する意見を決定権者に表明することをいう。
  - (3)審査 主として法令の適用関係の適正化を図る目的で事案について調査、検討し、その事案に対する意見を決定権者に表明することをいう。
  - (4)協議 決定権者又は審議を行う職位にある者と、審議を行う職位以外 の職にある者とが、それぞれ、その職位との関連において事案について 意見の調整を図ることをいう。

#### (事案決定の原則)

第8条 事案の決定は、理事会の決定するものを除くほか、当該決定の結果の 重大性に応じ、理事長、常務理事、事務局長又は課長が行うものとする。た だし、第11条及び第12条第1項の規定により、係長又は担当係長が決定する 場合は、この限りでない。

#### (決定対象事案)

第9条 前条の規定に基づき理事長、常務理事、事務局長又は課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。

#### (関連事案の決定)

第10条 理事長、常務理事又は事務局長は、自己が決定すべき事案と自己の指

揮監督下にある者が決定すべき事案とが密接に関連するため、当該各事案を 各別に決定することが不適当であると認めたときは、当該各事案を併せて1 つの事案として自ら決定するものとする。

#### (事案決定権の委譲)

- 第11条 理事長は、第9条の規定により自己の決定の対象と定めた事案のうち 特定のものについては、決定の方針を示して、常務理事に決定させることが できる。
- 2 常務理事又は事務局長は、第9条の規定により自己の決定の対象とされた 事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、 決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。 (事案決定の臨時代行)
- 第12条 第9条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案(前条の規定により常務理事、事務局長又は課長の決定の対象とされた事案を除く。)について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張若しくは休暇その他事故により不在(以下「不在」という。)であるとき、又は理事長が特に必要があると認めたときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。

理事長	常務理事。ただし、常務理事も不在の場合は、事務局長
常務理事	事務局長。ただし、事務局長も不在の場合は、主管に係る 課長(以下「主管課長」という。)
事務局長	主管課長。ただし、主管課長も不在の場合は、管理課長
課長	課長があらかじめ指定する主管又は担当に係る係長又は担 当係長(以下「主管係長又は担当の担当係長」という。)

2 前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。

常務理事	理事長
事務局長	常務理事
課長	事務局長
係長又は担当係長	課長

#### (事案決定の例外措置)

第13条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち、当該事案 の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものに ついては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求め ることができる。

常務理事	第9条の規定により常務理事の決定の対 象とされた事案	理事長
事務局長	第9条の規定により事務局長の決定の対 象とされた事案	常務理事
	前条第1項の規定により事務局長の決定 の対象とされた事案	理事長

課長	第9条の規定により課長の決定の対象と	事務局長
	された事案	

2 第8条、第11条、第12条及び前項の規定により事案の決定を行う者を事案 の決定権者という。

(事案決定への関与)

第14条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議、審査又は協議を経るものとする。

理事長が決定 する事案	常務理事、事務局長、主管課長及び主管係 長又は担当の担当係長	審議
	管理課長、総務係長及び主管課の文書主任	審査
常務理事が決 定する事案	事務局長、主管課長及び主管係長又は担当 の担当係長	審議
	管理課長、総務係長及び主管課の文書主任	審査
事務局長が決	主管課長及び主管係長又は担当の担当係長	審議
定する事案	主管課の文書主任	審査
課長が決定す	主管係長又は担当の担当係長	審議
る事案	主管課の文書主任	審査

2 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、前項に規定する審議、審査又は協議のほか、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審査又は協議を経るものとする。ただし、協議において、同表中欄に掲げる者が同項の規定により審議を行う者であるときは、この限りでない。

規程、規則及び要	管理課長及び総務係長	審査
綱等の制定及び改	事業調整担当係長	協議
廃に関する事案		
公告に関する事案	管理課長及び総務係長	審査
	事業調整担当係長	協議
契約書、協定書、	管理課長、総務係長及び事業調整担	協議
覚書その他これら	当係長	
に類する文書(軽		
易なもの又は定例		
的なものを除		
く。)に関する事		
案		
財団の運営に係る	管理課長、総務係長及び事業調整担	協議
基本的な方針及び	当係長	
計画の決定に関す		
る事案		
理事会又は評議員	管理課長、総務係長及び事業調整担	協議
会に付議及び報告	当係長	
すべき案件の決定		

に関する事案		
損害賠償の額の決	管理課長及び総務係長	審査
定に関する事案	事業調整担当係長	協議
大幅な事務改善に	管理課長、総務係長及び事業調整担	協議
関する事案	当係長	
財団の後援名義又	管理課長、総務係長及び事業調整担	協議
は協賛名義に関す	当係長	
る事案		
表彰に関する事案	管理課長及び総務係長	審査
	事業調整担当係長	協議
近接地外旅費の支	管理課長、総務係長及び事業調整担	協議
出決定に関する事	当係長	
案		

- 3 前項に規定する事案について、統一的な取扱いをする等相当の理由がある ときは、事案に係る決定案を記載した文書等(以下「起案文書」という。) の回付前に、当該事案に係る審査及び協議を行うことができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、人事管理に係る事案その他の事案で、事務又は事業の性質上機密を要するものについては、管理課長及び総務係長による審査を経ることを要しない。
- 5 第2項及び第3項に定めるもののほか、当該事案を担任し、又は主管する 課長以外の課長の担任若しくは主管又は担当に係る事務の執行に直接影響を 与えるものの決定に当たってはその影響を受ける課長、係長及び担当係長に よる協議を経るものとする。

(事案の決定関与の臨時代行)

第15条 前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の同表中欄に掲げる審議、 審査又は協議(以下「決定関与」という。)の対象とされた事案について至 急に決定関与を行う必要がある場合であって、当該事案について決定関与を 行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定関与を行うものとす る。

常務理事	審議	事務局長
事務局長	審議	当該事案を主管する課長
課長	審議	課長があらかじめ指定する主管係長又は
		担当の担当係長
	協議	当該事案について直接影響を受ける事務
		を主管し、又は担当する係長又は担当係
		長
係長及び担当	審議	主管課長があらかじめ指定する者
係長	協議	当該事案について直接影響を受ける事務
		を主管する課長があらかじめ指定する者
管理課長	審査	総務係長
総務係長	審査	事業調整担当係長

文書主任	審査	当該事案を主管する課長が文書事務をつ
		かさどる職員のうちからあらかじめ指定
		する者

2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を当該事案の 決定関与者という。

(事案の決定方式等)

- 第16条 事案の決定は、当該事案に係る決定案を記載した文書(以下「起案文書」という。)に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。
- 2 前項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから起案者を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させ、又は自ら起案するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、起案文書によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。
- 4 事案が決定されたときは、決定権者又は起案者は、当該事案に関係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。 (決定関与の方式)
- 第17条 事案の決定に当たり決定関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付して、当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により決定関与を行わせるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の決定関与に当たっては、当該事案の起案 文書の回付に先立ち、第14条第3項に規定する協議を行う者の全部又は一部 の協議を行うこと(以下「事前協議」という。)を経ることにより、当該協 議を行う者の押印又は署名を省略して起案文書を回付することができる。こ の場合において、次に掲げる事項を起案文書に記載しなければならない。
  - (1) 事前協議を行った旨及びその概要
  - (2) 事前協議の整った年月日
  - (3) 事前協議を行った会議の名称(協議を行う者の全部又は一部から構成された会議において協議を行った場合に限る。)
  - (4) 事前協議を行った者の職位
- 第18条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が第17条第1項に規定 する方式によることが適当でないと認めるときは、当該事案の決定関与者を 招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求 める方式(以下「会議方式」という。)により決定関与を行わせるものとす る。
- 2 決定権者は、前項に定める会議方式により決定関与を行わせて事案の決定を行うときは、決定関与者の発言の全部又は一部を記録した文書等を決定案の起案者に作成させ、起案文書に添付させるものとする。

(他の規程との関係)

第19条 起案の方法その他起案文書の処理については、文書取扱規程の定める

ところによる。

(事案決定についての疑義)

第20条 事案決定に関し疑義のあるときは、上司の指示を受けなければならない。

#### 第5章 その他

(事務引継)

第21条 職員は、休職、退職、転任等をするときは、速やかにその担任事務の 処理の経過を記載した事務引継書(様式第1号)を作成し、後任者又は上司 の指定する職員に引き継ぎ、その結果を上司に報告しなければならない。た だし、上司の承認を得たときは、口頭により事務引継を行うことができる。 (その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に理事長が定める。

附則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日世トま規程第54号)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月3日世トま規程第70号)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月27日世トま規程第85号)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日世トま規程第92号)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月28日世トま規程第100号)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月25日世トま規程第101号)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

# (第9条関係)

# 1 各課共通事案

件 名	理事長	常務理事	事 務 局 長	課長
1 財団の運営及び事務事業に係る方針等に関すること。	1 財団業務に係る基 本的な方針を決定す ること。		1 財団運営に関する基本方針に基づき、事務 処理方針を定めること。	
2 事業計画に関すること				1 事業計画書を作成し、及び提出すること。
3 事業報告に関すること。				1 事業報告書を作 成し、及び提出す ること。
4 臨時職員に関すること。				<ol> <li>1 臨時職員の雇用、服務に関すること。</li> <li>2 臨時職員の配置を行うこと。</li> </ol>

件名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
5 服務に関すること。	1 職員の勤務時間制度(休日・休暇制度を含む。)の解釈及び運用方針を決定すること。	1 事務局長の出張を 命ずること。 2 事務局長の休暇を 承認し、又は職務に 専念する義務を免除 すること。 3 事務局長の休日勤 務を命じ、又は週休 日の振替を行うこ と。	1 幹部職員の休暇を命ずること。 2 幹部職員の休暇を承認し、双語の機能である。 2 幹部職員の休暇をある。 3 幹部職員の休暇をあると。 3 幹部職員の休田・ を命じ、大きのでは、ないがは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	は までは は は は は は は は は は は は は は
6 文書の管理に関すること。				1文書等を収受すること。2文書の保存期間を決定すること。
7 情報公開に関すること。			1 情報の開示の可否を 決定すること。	
8 個人情報に関すること。			1 個人情報の開示、訂 正及び利用中止の可否 を決定すること。	<ol> <li>個人情報の取得 及び利用を行うこと。</li> <li>個人情報の第三 者への提供について本人同意を得ること。</li> </ol>
9 諸規定に関すること。	<ol> <li>規程の制定又は改 廃を行うこと。</li> <li>規則の制定又は改 廃を行うこと。</li> </ol>	1 要綱等内規の制定 又は改廃を行うこ と。		

/d. = ==		₩ <b>₹</b> ₩ <b>₹</b> ₩	<b>主                                    </b>	÷# ₽
件 名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
10 収入及び支出に関すること。	1 予定価格が4,000万	1 予定価格が2,000万	1 予定価格が200万円	1 予定価格が200
	円以上の収入を決定	円以上4,000万円未満	以上2,000万円未満の	万円未満の収入を
	すること。	の収入を決定するこ	収入を決定すること。	決定すること。
	2 予定価格が4,000万	と。	2 予定価格が200万円	2 予定価格が200
	円以上の支出を決定	2 予定価格が2,000万	以上2,000万円未満の	万円未満の支出を
	すること。	円以上4,000万円未満	支出を決定すること。	決定すること。
		の支出を決定するこ	3 補助金に係る申請、	3 50万円未満の寄
		と。	清算及び報告を行うこ	附金を受領するこ
		3 2,000万円以上の寄	と。	と。
		附を受領すること。	4 50万円以上2,000万	
			円未満の寄附金を受領	
			すること。	
11 予算に関すること。	1 1,000万円以上の予	1 500万円以上1,000	1 500万円未満の予算	1 収支予定表を作
	算の流用及び予備費	万円未満の予算の流	の流用を行うこと。	成し、及び提出す
	の充用を行うこと。	用を行うこと。		ること。
12 請負契約、委託契約又は受託契約を	1 予定価格(長期継	1 予定価格が2,000万	1 予定価格が200万円	1 予定価格が200
伴う事務及び事業に関すること。	続契約の場合は、年	円以上4,000万円未満	以上2,000万円未満の	万円未満の請負事
	額。以下この項にお	の請負事業等を行う	請負事業等を行うこ	業等を行うこと。
	いて同じ。)が4,000	こと。	と。	
	万円以上の請負契			
	約、委託契約又は受			
	託契約を伴う事務及			
	び事業(以下この項			
	において「請負事業			
	等」という。)を行			
	うこと。			

N F		Mt 7h em	+ * D E	am ==
件 名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
13 物件の買入契約、借入契約、売払契	1 予定価格が4,000万	1 予定価格が2,000万	1 予定価格が200万円	1 予定価格が200
約又は貸付契約を伴う事務及び事業に	円以上の物件の買入	円以上4,000万円未満	以上2,000万円未満の	万円未満の物件の
関すること。	契約(交換又は寄附	の物件の買入事業を	物件の買入事業を行う	買入事業を行うこ
	受領を含む。)を伴	行うこと。	こと。	٤.
	う事務及び事業(以	2 予定価格が2,000万	2 予定価格が200万円	2 予定価格が200
	下この項において	円以上4,000万円未満	以上2,000万円未満の	万円未満の物件の
	「買入事業」とい	の物件の借入事業等	物件の借入事業等を行	借入事業等を行う
	う。)を行うこと。	を行うこと。	うこと。	こと。
	2 予定価格(賃貸借		3 寄附の申出のあった	
	の場合は、賃貸借料		財産に関する書類を送	
	の年額又は総額。以		付すること。	
	下この項において同		4 物品の無償貸付契約	
	じ。)が4,000万円以		又は減額貸付契約を伴	
	上の物件の借入契約		う事務及び事業の更新	
	又は貸付契約を伴う		を行うこと。	
	事務及び事業(以下			
	この項において「借			
	入事業等」とい			
	う。)を行うこと。			
	3 財産の無償貸付契			
	約又は減額貸付契約			
	を伴う事務及び事業			
	の実施を行うこと。			
	4 物品の無償貸付契			
	約、減額貸付契約、			
	無償譲渡契約又は減額			
	譲渡契約を伴う事			
	務及び事業を行うこ			
	と。			

件名	理事長	常務理事	事務局長	課長
14 契約の変更を伴う事務及び事業の変	1 変更前の契約金額	1 変更前の契約金額	1 変更前の契約金額が	1 変更前の契約金
更に関すること。	又は変更後の予定価	が2,000万円未満で、	200万円未満で、変更	額が200万円未満
	格が4,000万円以上の	変更後の予定価格が	後の予定価格が200万	で、変更後の予定
	物件の買入事業を行	2,000万円以上4,000	円以上2,000万円未満	価格が200万円未
	うこと。	万円未満の買入事業	の買入事業を行うこ	満の買入事業を行
	2 変更前の契約金額	を行うこと。	と。	うこと。
	(長期継続契約の場	2 変更前の契約金額	2 変更前の契約金額が	2 変更前の契約金
	合は、年額。以下こ	が2,000万円未満で、	200万円未満で、変更	額が200万円未満
	の項において同	変更後の予定価格が	後の予定価格が200万	で、変更後の予定
	じ。)又は変更後の	2,000万円以上4,000	円以上2,000万円未満	価格が200万円未
	予定価格(長期継続	万円未満の請負事業	の請負事業等を行うこ	満の請負事業等を
	契約の場合は、年	等を行うこと。	と。	行うこと。
	額。以下この項にお			
	いて同じ。) が4,000			
	万円以上の請負契			
	約、委託契約、受託			
	契約、借入契約又は			
	貸付契約を伴う事務			
	及び事業(以下この			
	項において「請負事			
	業等」という。)を			
	行うこと。			
15 契約の締結等に関すること。				1 契約締結を契約
				担当者に請求する
				こと。
16 契約書等に関すること。	1 重要な契約書、協		1 契約書等を取り交わ	
	定書、覚書その他の		すこと。	
	これらに類する文書			
	(以下この項におい			
	て「契約書等」とい			
	う。)を取り交わす			
	こと。			

件 名	理事長	常務理事	事務局長	課長
17 後援名義又は協賛名義に関すること。			1 財団の後援名義又は 協賛名義の使用を承認 すること。 2 財団の事務事業に係 る後援名義又は協賛名 義の使用を申請するこ	
18 損害賠償、損失補償及び和解に関すること。	1 損害賠償、損失補 償及び和解の額を決 定すること。		と。	
19 許可又は認可その他の承認の申請に関すること。	<ul><li>1 重要な許可、認可 又は承認等の申請を 行うこと。</li></ul>		1 許可、認可又は承認 等の申請を行うこと。	
20 証明等に関すること。				1 証明を行い、又 は書類等の閲覧を させること。
21 表彰に関すること	1 表彰状及び感謝状 の授与を行うこと。			
22 その他	<ol> <li>前各号に掲げるもののほか、特に重要な事項に関すること。</li> </ol>	1 前各号に掲げるも ののほか、重要な事 項に関すること。	1 前各号に掲げるもの のほか、定例的で重要 な事項に関すること。	<ol> <li>前各号に掲げる もののほか、定例 的な事項及び軽易 な事項に関するこ と。</li> </ol>

# 2 管理課専管事案

件 名	理事長	常務理事	事 務 局 長	課長
1 資金運用に関すること。	1 長期財務方針を定め、資金の適正かつ 効率的な運用を図る こと。		1 資金運用計画を策定 すること。	1 資産の管理業務を行うこと。
2 組織に関すること。	1 課の設置又は廃止 をすること。 2 担当課の設置又は 廃止をすること。 3 参事及び副参事の 設置又は廃止をする こと。	<ol> <li>係の設置又は廃止をすること。</li> <li>担当係長の設置又は廃止をすること。</li> </ol>		

件名	理事長	常務理事	事務局長	課長
3 予算に関すること。	1 予算原案を作成す ること。		1 収支予算見積書を作成し、及び提出すること。	
4 事業報告及び決算に関すること。	1 事業報告書及び財 務諸表を作成するこ と。			
5 理事会及び評議員会に関すること。	<ol> <li>理事会を招集すること。</li> <li>理事会に提出する 議案等を決定すること。</li> </ol>		1議事録を作成すること。2議案、案件等を送付すること。	
6 人事に関すること。	1 臨時職員以外のに 関以項に 関いでは 関いでは でいるので ののに ののに ののに ののに のので ののに のので のので		1 職員の採用選考を実施すること。 2 職員(有期契約職員を除く。)の昇任選考を実施すること。	<ol> <li>人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理すること。</li> <li>職員の履歴事項を証明すること。</li> </ol>
7 給与に関すること。	1 職員の給与を決定 すること。		1 役員等に報酬を支給 すること。 2 役員等に費用弁償を 支給すること。 3 職員(臨時職員を含む。)の給与を支給すること。 4 職員(有期契約職員 を除く。)の退職手当 を支給すること。	1 臨時職員の給与を決定すること。

trl. b		24. 76. ×11 -1-	-t 7k F F	-m =
件 名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
8 文書の管理に関すること。			1 印章を調製し、及び	1 文書等に係る事
			廃止すること。	務について調査、
				指導等を行うこ
				と。
9 個人情報に関すること。			1 個人情報の安全保護	
			の必要な措置を講じる	
			こと。	
			2 個人情報保護の事故	
			対策を講じること。	
10 不動産借入契約の締結に関するこ	1 予定価格(賃借料	1 予定価格が2,000万	1 予定価格が200万円	1 予定価格が200万
と。	の年額又は総額をい	円以上4,000万円未満	以上2,000万円未満の	円未満の契約を締
	う。以下この項にお	の契約を締結するこ	契約を締結すること。	結すること。
	いて同じ。)が	と。	2 使用貸借契約を締結	
	4,000万円以上の契		すること。	
	約を締結すること。			
11 契約(不動産以外の物件の買入契	1 予定価格(物件の	1 予定価格が2,000万	1 予定価格が200万円	1 予定価格が200万
約、売払契約及び貸付契約に係る変	賃貸の場合は賃貸料	円以上4,000万円未満	以上2,000万円未満の	円未満の契約を締
更契約並びに受託契約に係る変更契	の年額又は総額と	の契約を締結するこ	契約を締結すること。	結すること。
約を含む。)の締結に関すること。	し、長期継続契約の	と。	2 入札参加停止を決定	
	場合は年額とする。		すること。	
	以下この項において		3 入札参加者等選定委	
	同じ。)が4,000万		員会の報告に基づき、	
	円以上の契約(不動		指名業者登録名簿を作	
	産以外の物件の買入		成すること。	
	契約、売払契約及び		-	
	貸付契約並びに受託			
	契約に係る変更契約			
	を含む。以下この項			
	において同じ。)を			
	締結すること。			

件名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
12 請負契約、委託契約又は借入契約に係る変更契約の締結に関すること。	1 変判総報。 変更期継続額。で見り、 で長期、年初のででである。 で長は、では、でのででである。 でのでででである。 でののででである。 でのののででである。 でのののででである。 でのののででは、できる。 を持ている。 ででのののでである。 でののののでである。 でののののでである。 を持ている。 でののののでである。 でののののでである。 を持ている。 を持ている。 でののののでである。 は、でのができる。 を持ている。 は、でいる。	1 変更前の契約金額 が4,000万円未満で、 変更後の予定価格が 2,000万円以上4,000 万円未満の変更契約 を締結すること。	1 変更前の契約金額が 2,000万円未満で、変 更後の予定価格が200 万円以上2,000万円未 満の変更契約を締結す ること。	1 変更前の契約金 額が200万円未満 で、変更後の予定 価格が200万円未満 の変更契約を締結 すること。
13 福利厚生及び被服の貸与に関すること。	加りること。			1 被服を貸与する こと。 2 衛生委員会を開 催すること。
14 労働組合に関すること。			1 労働組合と協定、覚書等の締結を行うこと。 2 重要な事項に関する職員団体からの陳情、要請等を処理すること。	<ol> <li>労働組合と事務 折衝を行うこと。</li> <li>軽易な事項に関する職員団体からの陳情、要請等を処理すること。</li> </ol>
15 駐車場の管理運営に関すること。	<ol> <li>キャロットパーク、下高井戸公共駐車場の管理運営の基本方針を策定すること。</li> <li>キャロットタワー管理組合に関すること。</li> </ol>		1 駐車場管理運営に係 る委託契約を締結する こと。	1 売上等経理に関する事務を行うこと。 2 委託契約に基づき、駐車場の維持管理業務を行うこと。

件 名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
16 地下駅火災対策施設整備事業に関すること。	1 地下駅火災対策施 設整備事業に関する 基本協定に関し、重 要な事項を決定する こと。	加奶生事	1 地下駅火災対策施設 整備事業に係る駅施設 の賃貸借に関する契約 を締結すること。	1 賃貸借契約に基づき、預託金管理と減価償却等経理事務を処理すること。
17 STKハィツの管理運営に関する こと。	1 三軒茶屋地区都市 整備事業に伴う、賃 貸契約を締結するこ と。	1 施設利用者と賃貸 借契約を締結するこ と。	1 長期修繕計画を策定 し、及び計画修繕を実 施すること。	1建物、設備の維持修繕業務を行うこと。2不動産鑑定を実施すること。3賃借料及び光熱水費負担金の収納をすること。
18 公共施設の維持保全に関すること。	1 区と「公共施設の 保全業務委託基本協 定」を締結するこ と。		<ul><li>1 区から保全業務を受託すること。</li><li>2 検査合格後の引き渡しと、委託料の精算を行うこと。</li></ul>	1 監督員の で持って を監督する を監督する を監事成に を監事成に を監事が、 を監事が、 を監事が、 を監事が、 を監事が、 を監事が、 ををいまする。 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、

### 3 トラストみどり課専管事案

件 名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
1 民有地のみどりの保全に関すること。	1 緑地保全・緑化推 進法人として、民有 地のみどり保全計画 の方針を決定するこ と。	1 土地所有者と市民 緑地契約を締結する こと。	<ol> <li>市民緑地及び小さな森事業の要綱に関すること。</li> <li>市民緑地開設のための整備工事を行うこと。</li> <li>小さな森の登録に関すること。</li> </ol>	<ol> <li>区民に制度を周知し、及び契約地、登録の掘り起こしを行うこと。</li> <li>市民緑地の維持管理及び公開を行うこと。</li> <li>小さな森登録地の情報提供及びオープンガーデンとして開催すること。</li> </ol>
2 自然環境の保全再生に関すること。	1 区と連携し、自然 環境の保全に関し、 財団の役割とその方 針を決定すること。		1 区と公園・緑地及 び特別保護区の管理 委託契約を締結する こと。 2 松之木都市林の公 園施設管理許可に関 すること。	1 自然環境の保全再 生事業を行うこと。 2 水生生物、昆虫、 鳥類の調査をし、そ の情報を公開するこ と。 3 管理団体との連 絡・調整を行うこ と。 4 公園・緑地及び特 別保護区の維持管理 を行うこと。
3 歴史的・文化的環境の保全活用に関すること。	1 区と連携し、歴史 的・文化的環境の保 全活用に関し、財団 の役割とその方針を 決定すること。		1 区と歴史的建造物 が保存された緑地等 の管理委託契約を締 結すること。	1 近代建築の調査を 行うこと。 2 民間所有の歴史的 建物等の保全活用の ための事業を行うこ と。 3 歴史的建造物が保 存された緑地等の維 持管理を行うこと。

件名	理事長	常務理事	事務局長	課長
4 トラストボランティアに関するこ と。				1 ボランティアの募 集等広報に関すること 2 ボランティア保険 に関すること 3 ボランティア対象 の研修等に関すること。
5 民有地の緑化推進及び瀬田農業公園(フラワーランド)に関すること。			1 区と瀬田農業公園 等管理運営委託契約 を締結すること。 2 瀬田農業公園施設 等管理許可に関する こと。 3 フラワーランド友 の会との協定の締結 に関すること。	1 花とみどりの推進 事業を行うこと。 2 園芸講習会等を開 催すること。 3 瀬田農業公園等の 維持管理を行うこ と。
6 農業公園(フラワーランドを除 く)に関すること。			1 区と農業公園管理 運営委託契約を締結 すること。	<ol> <li>農業公園等の維持管理を行うこと。</li> <li>野菜づくり講習会等を開催すること。</li> <li>農業公園ボランティア活動等に関すること。</li> </ol>
7 グリーンインフラの推進に関する こと				1 グリーンインフラ に関する協議、契約 等に関すること

件 名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
8 ビジターセンターの運営に関すること。			1 ビジターセンター の施設管理許可に関 すること。	1 ビジターセンター の展示及び運営を行 うこと。
9 トラストまちづくり会員に関すること。				1 区民に制度を周知 し、会員募集に関す ること。 2 キャンペーンの実
10 環境学習等に関すること。				加に関すること。       1 環境学習等事業を       行うこと。
11 企業・他団体との連携・協力に関すること。				<ol> <li>情報交換を行うこと。</li> <li>企業ボランティアの受け入れに関すること。</li> <li>事業協力に関すること。</li> </ol>
12 広報・情報発信に関すること。				1 広報紙、ホーム ページ等による広 報活動を行うこ と。

件名	理 事 長	常務理事	事 務 局 長	課長
13 啓発グッズ等の販売に関すること。				<ol> <li>グッズ・図書の制作に関すること。</li> <li>グッズ・図書の委託販売覚書の締結に関すること。</li> <li>ビジターセンター等の委託販売覚書の締結に関すること。</li> <li>自動販売機の契約の締結に関すること。と。</li> </ol>
14 寄附に関すること。				1 寄附に関するこ と。 2 キャンペーン実施 に関すること。

## 4 地域共生まちづくり課専管事案

件 名	理事長	常務理事	事 務 局 長	課 長
1 地域共生のいえづくり支援に関すること。	1 区と連携し、地域共生 のいえ事業について、財 団の役割とその方針を決 定すること。	市伤坪事	# 例 内 氏 1 地域共生のいえの登 録に関すること。	## RE   1 地域共生のいえ   募集と開設、活   用、運営体制の相   談と支援すること。   2 区民サポータの   育成と広報活動を
				行うこと。

件名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
2 まちづくり活動助成に関すること	1 助成事業 2関し、財団の役割		1 助成事業の事業計画を定め	1 「世田谷トラストまち
	とその方針を決定すること。		ること。	づくり活動助成事業」を
			2 助成先の決定に関するこ	通じ、区民主体のまちづ
			Ł。	くりを支援すること。
			3 運営委員の委嘱に関するこ	2 助成事業の周知及び寄
			と。	付等支援者を増やすため
				に広報活動を行うこと。
3 区民主体のまちづくり活動促進	1 公益信託「世田谷まち			1 公益信託「世田
に関すること。	づくりファンド」の信託			谷まちづくりファ
	契約に関すること。			ンド」を通じ住民
				主体のまちづくり
				を支援すること。
				2 ネットワーク交
				流会やまちづくり
4 及日名加及人家军党协士区职士			1 世田谷区街づくり専	相談を行うこと。 1 住民参加におけ
4 住民参加の企画運営協力に関すること。			1 世田谷区街づくり専   門家に関する委託契約	1 住氏参加におり   るまちづくりのた
<i>√</i> 3 <i>⊂ C</i> ∘			を締結すること。	めの仕組みの立案
			2 街づくり条例第36条	や現場運営を行う
			意見交換会等の運営に	こと。
			関する業務支援委託契	2 専門家派遣に関
			約を締結すること。	する事業を行うこ
			3 世田谷区空き家等地	と。
			域貢献活用相談窓口業	3 空き家等の地域
			務委託契約を締結する	貢献活用に関する
			こと。	事業を行うこと。
5 まちづくり人材育成に関するこ				1 まちづくり人材
と。				育成を行うこと。
				2 人材育成のた
				め、トラストまち
				づくり大学等を開
				催すること。

et e		Mr. and L.		
件名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
6 大学・企業等との連携・協力に				1 世田谷市民活動
関すること。				支援会議等に参加
				すること。
				2 大学・企業等と
				の連携・協力に関
				すること。
				3 事業協力に関す
				ること。
7 住まいサポートセンターの運営			1 世田谷区と住まいサ	1 委託契約に基づ
に関すること。			ポートセンター運営に	き、住宅相談、お
			関する委託契約を締結	部屋探しサポート
			すること。	など居住支援事業
				を行うこと。
				2 運営実績を区に
				報告すること。
				3 住宅相談の委託
				契約を締結するこ
				کی
				4 保証会社との協
				定を締結するこ
				ک ، ک
8 せたがやの家の供給に関するこ	1 区の住宅施策方針に基	1 指定法人の届出を		1 区との連絡・調
٤.	づき、区と当財団とオー	すること。		整を行うこと。
	ナーの三者で「せたがや	, 2 = = 0		正色11 / 年已
	の家の供給に関する協定			
	書」を締結すること。			
	2 オーナーとの間で一括			
	借上契約を締結するこ			
	と。   と。			
	こ。   3 一括借上契約終了に伴			
	う返還手続きの方針を決			
	定すること。			
	圧りるして。			

件名	理 事 長	常務理事	事務局長	課長
9 せたがやの家の入居者の募集及	1 住宅明渡し等、訴えの		1 公募の実施計画を定	1 公募用紙を印刷
び賃貸借契約に関すること。	提訴、応訴、和解及び調		めること。	し配布すること。
	停を行うこと。		2 長期経営計画を策定	2 公開抽選を実施
	2 随時募集に伴う不動産		すること。	し、入居者を決定
	団体との協定締結を行う		3 債権管理基準を策定	し、賃貸借契約を
	こと。		すること。	締結すること。
			4 家賃見直しに関する	3 入居者の所得を
			こと。	調査し、入居者負
			5 債権管理基準に伴う	担額を決定するこ
			債権処理をすること。	と。
			6 貸倒引当額を算定	4 家賃等の助成金
			し、理事長に報告する	を区に請求及び受
			こと。	領すること。
				5 オーナーに家賃
				を支払うこと。
				6 入居者負担額等
				を徴収すること。
				7 入居者管理と住
				宅の維持管理を行
				うこと。
				8 オーナーの地位
				継承事務手続きを
				すること。
				9 オーナー利子補
				給の事務手続をす
				ること。